

高第 4290 号
令和 4 年 3 月 4 日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和 4 年 3 月 7 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 4 年 3 月 7 日から令和 4 年 3 月 21 日まで、引き続き、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域として、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

本県においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は依然として高止まりしており、病床利用率も厳しい状況が続いています。各学校においても、緊張感を持って、生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

については、県教育委員会として、生徒の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和 4 年 3 月 7 日以降の教育活動等について、引き続き、令和 4 年 2 月 10 日付け高第 4042 号教育長通知「令和 4 年 2 月 14 日以降の県立高等学校等の教育活動等について」により対応することとしました。各学校においては、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

また、令和 4 年 4 月に実施される入学式について、現時点においては、令和 3 年度卒業式と同様に感染防止対策を徹底して実施することを予定しています。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先
高校教育課
教育課程指導グループ 橋本、小野
電話(045)210-8260 (直通)